

令和元年 10 月 1 日から、 幼児教育・保育の無償化が始まります

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子ども

対象者

● 3 歳から 5 歳までの子ども

- ・無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。
※幼稚園および認定こども園の 1 号認定の子どもについては、満 3 歳から無償になります。

- ・通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者負担です。
※年収 360 万円未満相当の世帯および第 3 子以降の子どもについては、副食費（おかず、おやつ代 など）を免除します。

- ・子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額上限 25,700 円です。
大牟田市内では、銀水幼稚園が該当します。
※無償化の対象となるためには、大牟田市から「認定」を受ける必要があります。

● 0 歳から 2 歳までの市町村民税非課税世帯の子ども

- ・さらに、子どもが 2 人以上の世帯については、経済的な負担を軽減するため、保育所等を利用する最年長の子どもを第 1 子と数え、0 歳から 2 歳までの第 2 子は半額、第 3 子以降は無償になります。

《他に対象となる施設・事業》

● 地域型保育事業、企業主導型保育事業も無償化の対象

- ★ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3 歳から 5 歳までの保育料が無償になります。

認可外保育施設等を利用する子ども

- 無償化の対象となるためには、大牟田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
※保育所、認定こども園等を利用できていない人が対象になります。
- 3 歳から 5 歳までの子どもは月額 37,000 円まで、0 歳から 2 歳までの市町村民税非課税世帯の子どもは、月額 42,000 円までの保育料が無償になります。
- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象になります。



幼稚園の預かり保育を利用する子ども

- 無償化の対象となるためには、大牟田市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※「保育の必要性の認定」は、就労等（認可保育所等の利用と同等）の要件があります。

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の保育料が無償になります。

※満 3 歳は、市町村民税非課税世帯のみ無償になります。

給食費の取扱いについて

- 給食の材料にかかる費用（給食費）は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、無償化後も保護者の負担となります。

- 3～5 歳児（2 号認定）の給食費は、次のように変わります。

現在

- ・主食費（お米など）… 施設に支払い、または、ご飯を持参
- ・副食費（おかず）… 保育料の一部として支払い

10 月以降

- ・主食費（お米など）と副食費（おかず）… 施設にまとめて支払い、または、施設にご飯を持参し、副食費（おかず）を施設に支払い

※ 1 号認定の給食費は、これまでどおり、保護者の負担となります。



幼児教育・保育の無償化の主な例



保健所の設置主体が変わります

令和2年
4月1日から

6月26日に「地域保健法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和2年4月1日から、大牟田市は保健所を設置する自治体から外れることになりました。大牟田市で行っていた保健所としての業務は、来年4月以降は福岡県の保健所に引き継がれることになります。



大牟田市では、昭和24年に保健所を設置しました。

当時の大牟田は、石炭産業を中心として石炭化学・非鉄金属製造工場が集積しており、保健所は、公害や労働災害等の影響が地域住民へ及ばないように、公衆衛生の専門機関としてさまざまな面から、市民の健康増進や地域の公衆衛生の向上に大きく貢献してきました。

しかしこの70年の間に、三池炭鉱の閉山や公害問題等の改善をはじめ、本市の保健所を取り巻く環境や求められる役割は大きく変わってきました。

なぜ保健所を福岡県へ

①人口の減少
国が定める地域保健対策に関する指針では、人口20万人が保健所を設置する一つの目安として示されています。本市では、保健所設置当時に約18万人いた人口も、現在は約11万4千人（7月1日現在）となり、将

来にわたって更なる人口減少が見込まれています（下表参照）。

②市の負担は、毎年一億円以上

保健所の運営のためには、医師や獣医師をはじめとする必要な専門職の配置や検査機器などの資機材の整備・更新が必要になります。国からの普通交付税措置も毎年減少傾向にあり、近年は毎年一億円を超える市としての負担が生じています。

今後の人口減少とそれに伴う市税の減少を見込むと、市税からの費用捻出が大きな課題となっています。大牟田市の規模の自治体で保健所を設置するのは、非常に厳しい状況にあります。

③健康危機等への対応

近年のグローバル化に伴う新型コロナウイルス感染症やデング熱などの感染症の脅威、更には、近年頻発する集中豪雨等の自然災害に対し、医師等の専門職をはじめとした保健所業務

に必要な体制の確保が難しくなっています。

保健所移管による影響

メリット

広域行政を実施し、専門職も充実している福岡県へ移管されることで、市民の健康危機管理体制の強化が図られます。

また、福岡県が実施される窓口での保健相談や情報提供の面でサービスの充実が図られます。

デメリット

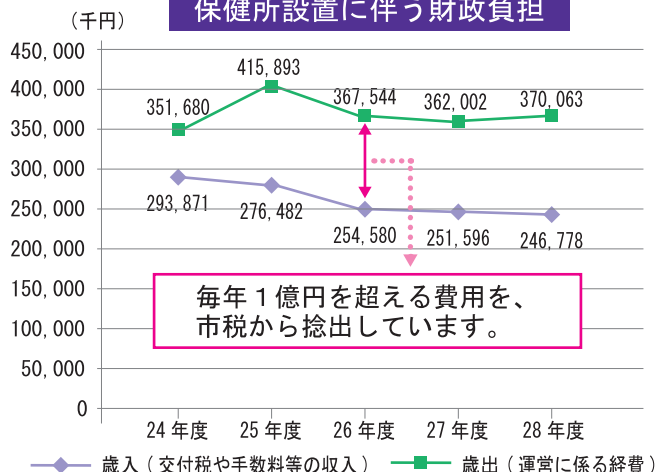
市民および事業所の皆さんには、手続きの窓口が福岡県に変更になることで、不便になることがあります。

廃棄物処理法等の政令市業務も福岡県へ移管されます

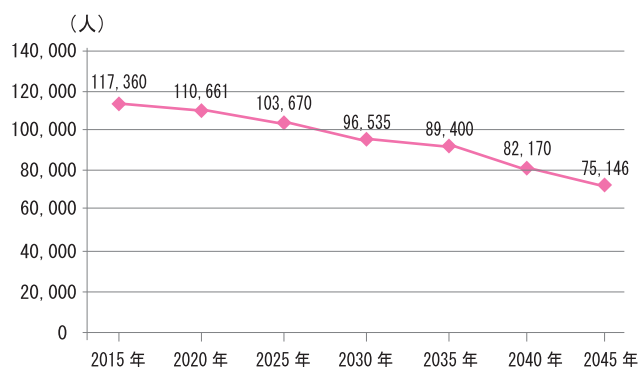
「地域保健法施行令」の改正とあわせて「廃棄物処理法施行令」「PCB特別措置法施行令」「建設リサイクル法施行令」も改正され、大牟田市は産業廃棄物に関する業務の政令市から外れることになりました。

令和2年4月1日からは、大牟田市が保健所設置市として行っている浄化槽法及び自動車リサイクル法の業務とあわせて、産業廃棄物に関する業務についても、福岡県に移管されることとなります。

保健所設置に伴う財政負担



将来人口推計



出典 国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来人口推計（2018.3）」

福岡県が実施することになる業務と引き続き大牟田市が実施する業務【主なもの】

これまで保健所の建物で実施していた業務は、「保健所」としての機能を担う業務と「市町村」が実施する業務との2つがありました。このうち、「保健所」としての業務は来年4月1日から福岡県に引き継がれることとなり、「市町村」業務として実施してきた業務は、そのまま大牟田市が実施していくことになります。以下に主な例をあげています。

福岡県が実施することになる業務（保健所機能を担う業務）

主に医務業務、食品衛生、廃棄物処理など、許認可の権限や専門知識が必要な業務は福岡県へ移管されます。

医務業務に関すること	・診療所、助産所の開設許可等 ・病院等の立入検査 ・薬局、店舗販売業等の開設許可や立入検査 ・毒物、劇物販売業の登録や立入検査 ・病院の開設等の許認可書類の受付等 ・医療職の免許申請の受付等
衛生指導に関すること	・食品営業施設の許可や監視指導 ・理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく申請の許可や届出の受理等 ・特定建築物の衛生に関する業務 ・調理師、栄養士等の免許申請受付
感染症対策に関すること	・感染症発生時の対応（疫学調査、入院勧告、就業制限等） ・HIV 抗体調査 ・結核健康診断
動物愛護に関すること	・犬の抑留所の設置 ・第一種・第二種動物取扱業の登録申請や届出 ・所有者の判明しない犬・猫の引取り・譲渡
健康対策に関すること	・特定給食施設等の届出受理、立入検査 ・食品表示の相談指導等（栄養成分表示や虚偽誇大広告等） ・受動喫煙対策に関する業務
精神保健に関すること	・精神科病院の入院等の届出受付および実施指導等
廃棄物処理に関すること	・産業廃棄物に関する許可、届出受付 ・一般廃棄物処理施設の許可、届出受付 ・自動車リサイクル法に基づく登録、許可、届出受付 ・建設リサイクル法に基づく廃棄物の再資源化等に関する業務
浄化槽に関すること	・浄化槽の設置、使用開始、廃止等の届出 ・保守点検業登録

引き続き大牟田市が実施する業務（保健所業務以外の業務）

市民に身近な関わりのある健康づくりに関する業務を実施していきます。

- ・妊娠届の受付や母子健康手帳の交付 ・1歳6か月児、3歳児歯科健診 ・育児支援事業
- ・がん検診や健康診査 ・各種健康相談 ・健康教育 ・栄養指導 ・健康料理教室 ・歯科保健事業
- ・こころの健康づくり ・認知症ケアコミュニティ推進事業 ・かかりつけ医、かかりつけ薬局啓発
- ・休日・平日時間外急患対策
- ・各種予防接種の接種勧奨 ・公害健康被害補償に関する業務 ・犬の登録鑑札の交付 ・狂犬病予防注射済み証の交付
- ・一般廃棄物処理業の許可、届出受付 ・浄化槽清掃業の許可

■ 問合せ

保健福祉総務課（☎412660）

開催日	時 間	会 場	手話	要約筆記
7月22日(月)	19:00～	総合福祉センター	有	有
7月23日(火)	//	三川地区公民館	有	//
7月24日(水)	//	駿馬地区公民館	なし	//
7月25日(木)	//	三池地区公民館	なし	//
7月26日(金)	//	吉野地区公民館	有	//
7月29日(月)	//	勝立地区公民館	なし	//
7月30日(火)	//	手鎌地区公民館	有	//
8月3日(土)	14:00～	労働福祉会館	有	//
8月4日(日)	//	えるる	有	//

市民向け説明会を開催します

来年4月からの福岡県への保健所の移管によって変更となる点についての説明会を開催します。

※誰でも参加できます（申込不要）

※駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関を利用してください。

※手話や要約筆記が必要な人は、それぞれ用意できている日時・会場へお願いします。